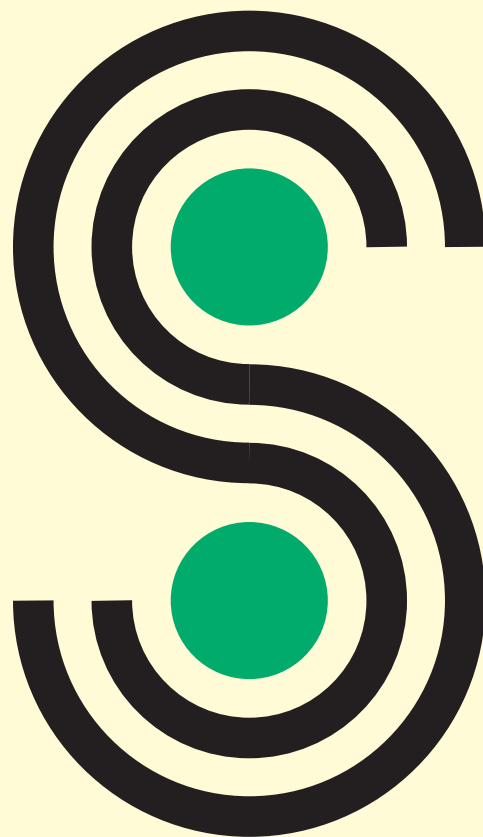


選ばれるサービスの目印 「シルバーマーク」を取得しましょう

シルバーサービスの
安心と信頼の証



シルバーマーク

20年以上の実績ある認定制度

シルバーマーク制度は、1989年に誕生した20年以上の歴史と実績を誇る認定制度です。高齢者が安心して利用できる良質なサービスの育成・発展を目的に設けられました。

「サービス基準」と「マネジメント基準」で評価

サービスの種類ごとに定められた「サービス基準」と、本社や本部に対する「マネジメント基準」があり、介護保険の指定基準を上回る基準で厳正に審査・認定しています。

5種類の在宅サービスが対象

「ホームヘルプ（訪問介護）」「訪問入浴介護」「福祉用具レンタル（貸与）」「福祉用具販売」「在宅配食」の5サービスを対象に、事業所（営業所）単位で認定を行います。

運営体制の強化が図れる制度

認定に係る審査過程を通してサービス内容や提供体制を向上・整備させるとともに、制度に付帯された賠償責任保険により賠償資金を確保することができます。



社団法人 **シルバーサービス振興会**
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-1-1 麹町311ビル
シルバーマークに関する問い合わせ先
審査部 TEL.03-5276-1603

認定事業者はこちら

【知るナビ】シニアの暮らしに役立つ商品・サービス情報

どうしたら「シルバーマーク」認定を受けられますか？

認定・更新のスケジュール

1.申請準備

電話や手紙などでシルバーサービス振興会に連絡。振興会から「申請の手引き」が送付されます。

2.申請

シルバーマークの認定は年3回です。

3.審査

書類調査、実地面接調査（経営者とサービス従事者対象）、「シルバーマーク基準認定委員会」による審査が行われます。

4.認定

「シルバーマーク基準認定委員会」の審査を受け、シルバーサービス振興会の理事長が認定を行います。

5.検証

必要に応じて随時検証を行います。

6.更新申請・審査・認定

シルバーマークの更新は2年ごとに行います。

◆認定時期（年3回）			
申請締切日	3月15日	7月15日	11月15日
認定日	6月1日	10月1日	翌年2月1日

申請までに必要な準備は？

STEP 1

マニュアルの作成

サービスマニュアルの作成と、それに基づくサービスの実施が義務付けられています。

STEP 2

職員の配置

各種サービスごとに看護師や介護福祉士などの有資格者や指定研修を終了した専門職を配置するよう規定されています。

STEP 3

研修の実施

職員採用時（または配属時）には、各種サービスごとに必要な従事者研修を、シルバーサービス振興会の指定研修機関等において実施することが義務づけられています。

STEP 4

必要な体制の整備

各種サービスごとに必要な設備等の体制の整備が必要です。

認定基準の内容は？

シルバーサービスの種類ごとに設けられた従来の「サービス基準」に加え、2009年から新たに「マネジメント基準」が設けられました。5種類の在宅サービスの提供体制をチェックするとともに、本社や本部による品質管理マネジメントのチェック機能強化を図っています。

● マネジメント基準

「利用者の尊厳の重視」「地域とのパートナーシップ」「継続的改善への取り組み」「コンプライアンスの徹底」「従業員重視」「リーダーシップ」など

● サービス基準

「サービスマニュアルの作成」「職員の適正配置」「採用時、採用後の研修」「適切な契約」「損害賠償の担保」「指定基準の遵守」など

福祉用具消毒事業者へのご提案です

安全で衛生管理された福祉用具の目印 「消毒工程管理認定マーク」を取得しましょう



福祉用具レンタル（貸与）サービスには、回収後の福祉用具の洗浄、消毒、保守点検などの工程がありますが、介護保険制度には消毒工程に関する具体的な基準がありません。そのため「福祉用具の消毒工程管理認定制度」を設け、各工程の管理方法や消毒効果などを審査・検証しています。厳しい認定基準を満たした消毒事業所を認定するとともに、認定された消毒工程により消毒された福祉用具を「認定シール」などで表示しています。